

3 . 基本計画

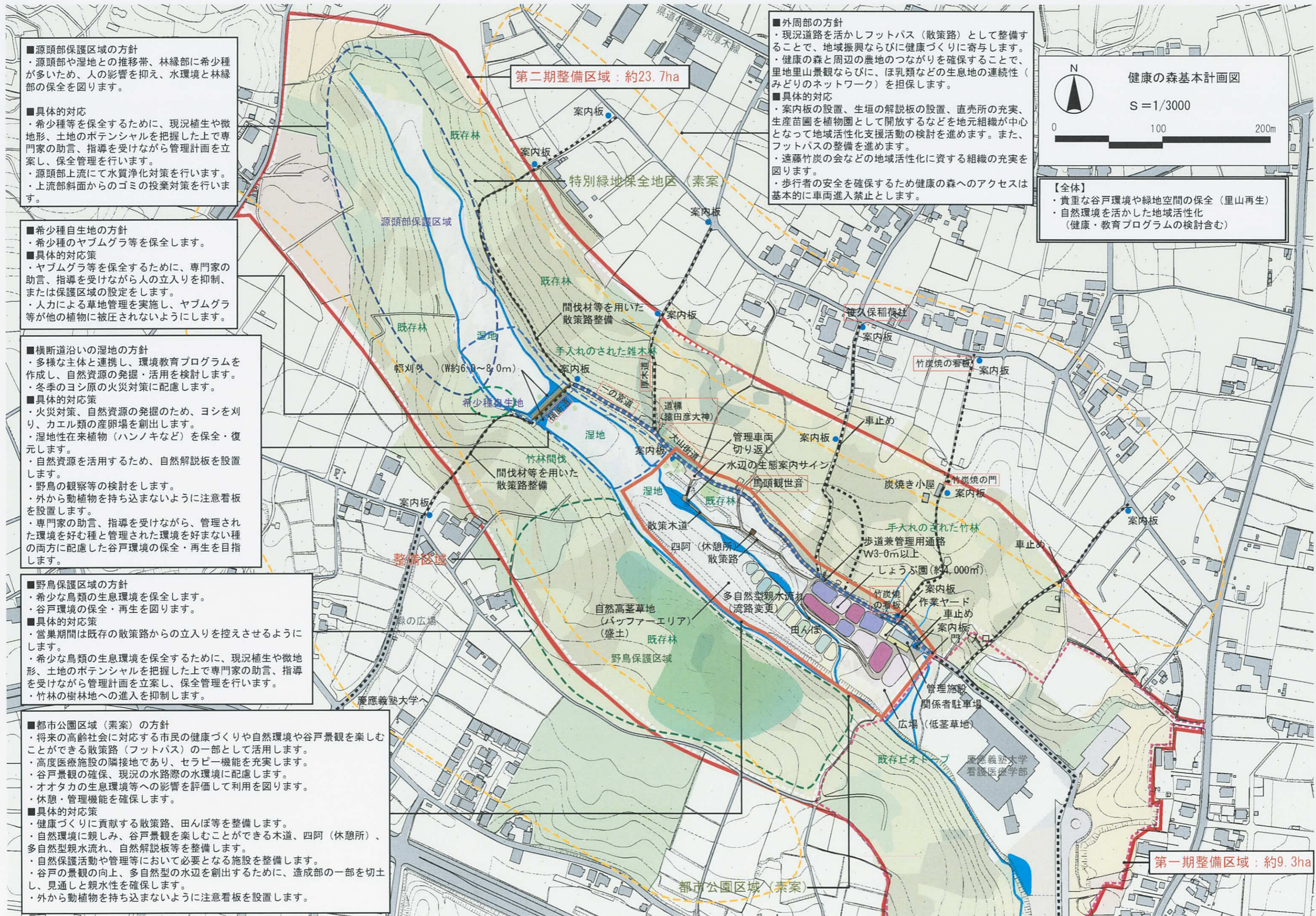
健康の森の全体計画を次項の「健康の森基本計画図」に示す。また、特に詳細の計画が必要な範囲である都市公園区域（素案）および横断道については、部分詳細計画を示している。

さらに、基本計画として、健康の森全体の自然環境の保全と自然環境を活かした地域活性化策をバランス良く発揮し、かつ実効性の高い計画とするために、緑地保全手法、施設整備計画、健康増進プログラムを示している。また、今後の適正な管理運営に向けて、管理運営計画を示している。

（ 1 ）健康の森基本計画図

1) 健康の森基本計画

全体およびエリアごとの方針と、エリアごとの具体的対応を示した「健康の森基本計画図」を次項に示す。



■源頭部保護区域の方針
 ・源頭部や湿地との推移帯、林縁部に希少種が多いため、人の影響を抑え、水環境と林縁部の保全を図ります。
■具体的対応
 ・希少種等を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
 ・源頭部上流にて水質浄化対策を行います。
 ・上流部斜面からのゴミの投棄対策を行います。

■希少種自生地の方針
 ・希少種のヤブムグラ等を保全します。
■具体的対応策
 ・ヤブムグラ等を保全するために、専門家の助言、指導を受けながら人の立入りを抑制、または保護区域の設定をします。
 ・人力による草地管理を実施し、ヤブムグラ等が他の植物に被圧されないようにします。

■横断道沿いの湿地の方針
 ・多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。
 ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。
■具体的対応策
 ・火災対策、自然資源の発掘のため、ヨシを刈り、カエル類の産卵場を創出します。
 ・湿地性在来植物（ハンノキなど）を保全・復元します。
 ・自然資源を活用するため、自然解説板を設置します。
 ・野鳥の観察等の検討をします。
 ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。
 ・専門家の助言、指導を受けながら、管理された環境を好む種と管理された環境を好まない種の両方に配慮した谷戸環境の保全・再生を目指します。

■野鳥保護区域の方針
 ・希少な鳥類の生息環境を保全します。
 ・谷戸環境の保全・再生を図ります。
■具体的対応策
 ・営業期間は既存の散策路からの立入りを控えさせるようにします。
 ・希少な鳥類の生息環境を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
 ・竹林の樹林地への進入を抑制します。

■都市公園区域(素案)の方針
 ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりや自然環境や谷戸景観を楽しむことができる散策路(フットパス)の一部として活用します。
 ・高度医療施設の隣接地であり、セラピー機能を充実します。
 ・谷戸景観の確保、現況の水路際の水環境に配慮します。
 ・オオタカの生息環境等への影響を評価して利用を図ります。
 ・休憩・管理機能を確保します。
■具体的対応策
 ・健康づくりに貢献する散策路、田んぼ等を整備します。
 ・自然環境に親しみ、谷戸景観を楽しむことができる木道、四阿(休憩所)、多自然型親水流れ、自然解説板等を整備します。
 ・自然保護活動や管理等において必要となる施設を整備します。
 ・谷戸の景観の向上、多自然型の水辺を創出するために、造成部の一部を切土し、見通しと親水性を確保します。
 ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。

■外周部の方針
 ・現況道路を活かしフットパス(散策路)として整備することで、地域振興ならびに健康づくりに寄与します。
 ・健康の森と周辺の農地のつながりを確保することで、里地里山景観ならびに、ほ乳類などの生息地の連続性(みどりのネットワーク)を担保します。
■具体的対応
 ・案内板の設置、生垣の解説板の設置、直売所の充実、生産苗圃を植物園として開放するなど地元組織が中心となって地域活性化支援活動の検討を進めます。また、フットパスの整備を進めます。
 ・遠藤竹炭の会などの地域活性化に資する組織の充実を図ります。
 ・歩行者の安全を確保するため健康の森へのアクセスは基本的に車両進入禁止とします。

健康の森基本計画図
 S=1/3000
 0 100 200m
【全体】
 ・貴重な谷戸環境や緑地空間の保全(里山再生)
 ・自然環境を活かした地域活性化(健康・教育プログラムの検討含む)

第二期整備区域：約23.7ha

第一期整備区域：約9.3ha